

香美市協働推進計画 素案 新旧対照表

資料1

変更箇所	新：変更後(第2回まちづくり委員会)	旧：変更前(第1回まちづくり委員会)
目次 1	目次としては削除 (1 (1) の下に図のみ挿入)	・なぜ協働のまちづくりなのか
目次 3 (1)	協働の領域	協働の形態
1 (1)	・文章を今回の素案のとおりに変更 ・「なぜ協働のまちづくりなのか」の図を文章の下に挿入※	※1(3)の後に、図+ここまでのとりまとめ文 を掲載
1 (2)	文章と図を今回の素案のとおりに変更 (前会での委員意見と各課の計画との関係性を整理して欲しいという、かつての本部会の意見を再考して再作成)	※協働推進計画を、振興計画の6つの基本方針に、横断的に適用させるという内容の文章と図
2 まちづくり	住みよく魅力ある「まち」を創り上げていくさまざまな活動。	「まち」という社会的な共有資産を、住みよく魅力あるものに創り上げていく諸活動。
	削除	「生業づくり」
	地域コミュニティ	コミュニティ
	文末：～を含みます。	文末：～の領域を含む。
2 対等な立場	同じ目的を持つ当事者としてそれぞれが主体性を持ち、上下関係などがないことをいいます。	同じ目的を持つ当事者として、それぞれの間に優劣や高下などの差がないこと。
2 相互に補完	年齢、性別、職業などによる、さまざまな考え方の違い等について共通認識を持ち、目的達成に向けて補い合うことをいいます。	それぞれの属性や考え方の違い等について共通認識を持ち、目的達成に向けて補い合うこと。
2 住民自治	削除 (協働推進計画で定義する用語には、そぐわないと考えなおしたため)	自治体の政治や行政を地域住民の意思と責任に基づいて処理すること。

香美市協働推進計画 素案 新旧対照表

資料1

変更箇所	新：変更後(第2回まちづくり委員会)	旧：変更前(第1回まちづくり委員会)
2 P4(旧P5)	地域住民 地域コミュニティ内の市民をいいます。 を追加	
2 P4 NPO法人 (旧 P5 NPO)	NPO法人 NPO (Non Profit Organization の頭文字を取った略称) とは、営利を目的としない民間の組織や団体のことで、ボランティア団体をはじめ、公益を優先し利益を目的としない幅広い民間団体を指します。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が、「特定非営利活動法人 (NPO (法人))」です。	NPO Non Profit Organization の頭文字を取った略称。営利を目的としない民間の組織や団体のことで、ボランティア団体をはじめ、公益を優先し利益を目的としない幅広い民間団体を指します。このうち「特定非営利活動法人 (NPO法人)」は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。
3 表中 事業例の「地区公民館事業」	行政主導 (地区公民館は条例に基づき設置され、地区公民館長も教育委員会から委嘱された非常勤公務員となり、館の運営・管理の市から支出しているため)	市民主導
3 表下の説明文	また、広義の協働では、行政が関わらない市民主体の部分と、市の政策策定・評価時における参画があります。	また、広義の協働では、狭義の協働としては行政が関わらない市民主体の部分と、情報共有、政策・施策策定、政策・施策実施、政策・施策評価時における参画があります。
3 P7(旧P8)	各基本姿勢を「→」でつなぐ	各基本姿勢は並列標記